

## 埼玉県産農産物等輸出促進支援事業に関するQ & A

### 1 対象品目について

NO.	質問事項	回答
1	対象品目はいちご、茶及び米となっているが、それ以外の品目は対象とならないのか。	対象となりません。
2	加工食品は対象となるのか。	埼玉県内で生産されたいちご、茶及び米のPRの取組と合わせて、次の商品を扱うことは認められます。 埼玉県内で生産されたいちご、茶及び米を主な原料（※）として加工した商品のうち、生産者が加工や流通・販売に主体的に関わり製造された商品。 ※原材料に占める重量割合の最も高い農産物がいちご、茶及び米であること。

### 2 事業実施主体について

NO.	質問事項	回答
3	埼玉県外の団体も補助金の交付対象となるのか。	埼玉県産農産物等を取り扱う団体であれば県外の団体も対象となります。
4	これから創業予定だが応募はできるのか。	申請時に定款や規約等があれば応募できます。ただし要件がありますので、詳細は実施要領をご覧ください。

### 3 補助対象事業、補助対象経費について

NO.	質問事項	回答
5	実施要領別表 1 に記載されていない取組で県産農産物等の販売促進を行う取組は対象となるのか。	実施要領別表 1 に掲載していない補助対象経費でも対象となる場合がありますので、ご不明な点はまずお問い合わせください。
6	複数の都道府県の農産物等を輸出している。他の都道府県の農産物等と合わせて販売促進を行った場合、事業実績はどのように確認するのか。	販売促進資材を作成した場合は、作成物のデータをご提出ください。また、サンプル購入の場合は、納品書・請求書の中に埼玉県産農産物と分かるよう記載をお願いいたします。その他、商談会、展示会、バイヤー招聘については、当日の様子を撮影いただいた写真等をご提出ください。国内で行う事業であれば、県職員が同行させていただく場合もあります。
7	A 4 のチラシを作成しようと考えている。誌面には、埼玉県産農産物等を 3/4、他県農産物等を 1/4 掲載するが、補助の対象は埼玉県産農産物等の部分のみとなるのか。	A 4 サイズ 1 枚でチラシを作成する場合、埼玉県産農産物をメインとするチラシであれば全面補助対象とします。ただし、A 4 サイズ 2 枚（1 枚を埼玉県産農産物等、もう 1 枚を他県産農産物）とする場合は、埼玉県産農産物等の 1 枚が対象です。
8	埼玉県に海外バイヤーを招聘しようかと考えている。埼玉県を視察後、他県も訪問するがその場合どこまで補助対象となるのか。	出発国から埼玉県の視察地までの往復の旅費については補助対象となりますが、埼玉県から他県の旅費については対象外とします。 (対象例) フランス→羽田空港→川越市内→静岡市内→羽田空港→フランスの場合、川越市内から静岡市内を経由して羽田空港へ戻る部分の旅費は対象外となります。
9	商談会や展示会に出展する際、他県の農産物も一緒に出展しようと考えているが、その場合は補助対象となるのか。	対象となります。ただし、本事業は継続した県産農産物等の輸出を目的としているため、事業終了後も県産農産物等の輸出が継続できるようにお願いいたします。
10	補助対象期間中の経費を、補助対象期間後に支払う場合でも補助対象となるのか。	補助対象期間中に支払いが完了していることが確認できる経費が対象となります。

11	販売用商品の仕入れ代金は対象となるか。	対象となりません。ただしサンプル購入する場合は対象となります。詳細は実施要領別表1をご覧ください。
12	補助対象経費に、商品の仕入の際に支払った消費税を含めてよいか。	補助金申請時に仕入控除税額が明らかになっていない場合は、消費税を含む額で交付申請することが可能です。ただし、実績報告の際は消費税抜きで報告してください。
13	PR資材の作成にあたり、当社のスタッフがデザインを行うつもりだが、この場合の人件費等も補助対象となるか。	人件費は補助対象外とさせていただきます。
14	経費内訳書の単価等はどのように調べればよいか。	原則見積書を手に入れ、その金額を記載してください。なお、必要に応じて、見積書をご提出いただくことがあります。
15	残留農薬検査は自社で行ったが、その場合でも対象となるのか。	自社で残留農薬検査を行った場合は補助対象外とさせていただきます。
16	残留農薬検査のみの取り組みは補助対象となるのか。	補助対象外となります。
17	コンサル料は対象となるのか。	補助対象外となります。

#### 4 その他事業全般について

NO.	質問事項	回答
18	事業終了と同時に、県産農産物の取り扱いをやめてもよいか。	本事業は、継続した県産農産物等の輸出を目的としているため、事業終了後も県産農産物等の輸出が継続できるようにお願いいたします。
19	事業に用いる県産農産物の指定品種はあるか。	品種の指定はありません。埼玉県産農産物のうち、いちご、茶及び米の輸出に係る取組であれば補助の対象となります。
20	キャンペーンの実施状況等の確認をするのか。	実績報告時に、事業の様子の写真等をご提出いただきます。また、国内での展示会出

		展や海外バイヤーの招聘等については別途相談の上、県職員が同行させていただくことがあります。
21	補助金は精算払となっているが補助金の受け取りはいつ頃になるのか。	実績報告書を受領し、補助金額を確定した後、事業実施主体から請求書をいただいからの支払いとなりますので、事業年度末～翌年度初めとなる予定です。